



〈業者収集〉

令和7年4月1日 から

『ごみ搬入手数料』を改定します!

ご理解とご協力
をお願いします。



現行

100kgまで
ごとに
1,000円



令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**
(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに**75円**)

100kg **1,500円**になります

令和7年4月1日から、上記のとおり、同手数料を改定しますので、適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いいたします。

ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



排出事業者と許可業者の
契約に係る留意事項を
まとめた「ガイドライン」
を作成しました!

詳しくはこちら



<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000318594.html>

Q なぜ改定するのですか?

A 現在、京都市では、市民・事業者・許可業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、事業ごみの処理費用は100kgあたり約2,000円まで削減してきたところですが、現在、この処理費用を「ごみ搬入手数料」だけで賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

このような状況を踏まえつつ、排出事業者責任の考え方に基づく「ごみ搬入手数料」の適正化を図り、更なるごみ減量や民間リサイクルを促進するため、搬入手数料を改定するものです。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



Q なぜ「10kgまでごとに150円」に改定するのですか?

A 京都市廃棄物減量等推進審議会による「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」に係る答申を踏まえ、課金単位を100kg単位から10kg単位に見直したうえで、排出事業者の皆様のご負担増とならないよう、10kgまでごとに150円に改定することにしました。

許可業者との契約に係るごみ処理料金には、本市のごみ搬入手数料だけでなく、許可業者の収集運搬料金も含まれているため、搬入手数料改定後の具体的なごみ処理料金については、現在ご契約されている許可業者にお尋ねください。